

議案第 85 号

議決第 号

始良市生活改善センターの設置及び管理に関する条例及び始良市農産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市生活改善センターの設置及び管理に関する条例及び始良市農産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月28日 提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市生活改善センターの設置及び管理に関する条例及び始良市農産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(始良市生活改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 始良市生活改善センターの設置及び管理に関する条例(平成22年始良市条例第133号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

始良生活改善センター分室	始良市北山852番地6
--------------	-------------

第3条第1項の表中

「

加治木生活改善センター	午前8時30分～午後10時
始良生活改善センター	

」を

「

加治木生活改善センター	午前8時30分～午後10時
始良生活改善センター	
始良生活改善センター分室	

」に

改める。

別表に次の1号を加える。

(3) 始良生活改善センター分室使用料

区分	半日	全日	夜間	超過1時間当たり
食品加工室	1,100円	2,200円	1,100円	270円

備考

- 1 半日は午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで、全日は午前9時から午後5時まで、夜間は午後5時から午後10時までとする。
- 2 超過時間は、1時間未満の端数があったときは30分以上を1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 3 市外居住者が使用する場合の使用料については、いずれも、当該金額の2倍とする。

(始良市農産加工センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 始良市農産加工センターの設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第2条の表始良農産加工センターの項を削る。

別表中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条に規定する始良生活改善センター分室の使用許可申請書の受理、使用の許可その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。